

国 民 年 金 か ら の お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった場合に国民年金保険料の免除申請が可能となりました。手続きの方法や申請書等は、日本年金機構のホームページに掲載されております。
(<https://www.nenkin.go.jp>)

1. 対象となる方

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。

- (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと
- (2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

2. 対象期間 令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

3. 手続き方法

※申請書等を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。

※マイナンバーにより郵送で申請される方は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

※申請書等は日本年金機構のホームページから印刷やダウンロードが可能です。また、むつ年金事務所、東通村役場税務住民課住民グループ窓口にも備え付けています。

申請先：申請書は必要な添付書類とともに、むつ年金事務所へ郵送してください。

〒035-0071 むつ市小川町 2-7-30 日本年金機構むつ年金事務所

【申請に必要な書類】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②所得の申立書 ※所得の申立書は、臨時特例による免除の申請を希望する場合は、必ず提出してください。

【申請に必要な書類（学生の方）】

- ①国民年金保険料学生納付特例申請書
- ②所得の申立書 ※所得の申立書は、臨時特例による申請を希望する場合は必ず提出してください。
- ③学生証のコピー

※在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含みます）または在学証明書（原本）を添付してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、学生証等の発行が遅延しているため、学生証等がお手元にない場合は、申請書の備考欄に「学生証発行遅延のため後日送付」と記入した上で申請書をご提出ください。また、学生証等がお手元に届きましたら、学生証のコピーを速やかにご提出ください。

4. 問合せ先

年金加入者ダイヤル TEL 0570-003-004

むつ年金事務所 TEL 22-4927